

保健衛生マニュアル

合同会社 Becoming

保健衛生マニュアル目次

I 毎日の健康状態の観察

II 怪我や事故の予防・対応について

1 怪我・事故の予防・対応

・外傷

・打撲

・骨折等

・誤飲

・口の怪我・鼻出血

・喘息発作

・異物混入

・虫さされ

・熱中症

・ひきつけ・熱性けいれん

2 職員の心構え

3 事後の処理について

はじめに

このマニュアルは、児童の健やかな育成を保障するため、日々の健康状態の観察・怪我・事故等のあらゆる危機に対し、的確かつ迅速に対応又は予防するために必要な事項、また医療機関との連携を定めて、児童の健康の保持増進を図ることを目的とする。

支援者（職員）は、ひとりひとりの子どもの命を守る立場を明確にし、自覚をもって療育にあたり、ひとりひとりの発達を保障できるように、日々の健康観察とその対応を熟知し、また安全な生活環境の場を整える必要がある。

I 毎日の健康状態の観察

(1) 受け入れ時、下記の項目について観察する。

【 顔 】：顔つき・顔色・表情・活気・ボーッとしていないか・目やに・眼充血・鼻水

【 全身 】：機嫌・爪の長さ・熱・皮膚の状態（発疹 とびひ等）

① 職員のみで観察するが、保護者から児童の食欲、睡眠、便、外傷などの聞き取りをしたり、児童の身体に触れるなどしてよく視る。

② 来所時から具合の悪い児童を受け入れた場合は、緊急時の連絡先を確認しておく。連絡が取り難い場合、保護者から連絡を入れてもらう。（保護者と分離の場合）

(2) 療育中の観察は、下記の項目を参考に継続して行う。

【 耳 】 耳垂れや浸出液・痛がる・聞こえにくい様子はないか

【 鼻 】 鼻水・鼻づまり・くしゃみ・息づかいが荒い・いびき

【 目 】 目やに・眼充血・涙目・見えにくい様子はないか

【 胸 】 咳・ゼーゼー音・ヒューヒュー音

【 口 】 口内炎・唇の色

【 皮膚 】 湿疹・水いぼ・とびひ・発疹・ぶつけた痣・傷

【 全身 】 発熱・活気・表情

【 おなか 】 便の状態・嘔気・嘔吐

① 個々の児童の日常の平熱を把握・確認し、平熱より1℃以上の発熱（目安38℃）の場合、お迎えを依頼する。（保護者と分離のみ）

② 気付いた症状や受診の必要があると判断した場合は、保護者に伝え、対応してもらう。④ 感染症の疑いがある場合は、軽々しく病名を口にせず、医師の診察を勧める。

（感染症対応マニュアル参照）

Ⅱ 怪我や事故の予防・対応について

Ⅰ 怪我や事故の予防・対応 ※ 職員は下記の対応を熟知し、迅速で適切な対応に心掛ける。

外傷

【基本】

- ・ 観察する。（すり傷、刺し傷などの傷の種類を察知する）
- ・ 清潔にする。
- ・ 止血する。（血液には直接手を触れないように、ゴム手袋などを利用する）
- ・ 消毒、薬剤塗布をする。

① すり傷

症状

- ・ 砂や泥で汚れている場合、水道水でよく洗う。
- ・ 消毒後、救急ばん、滅菌ガーゼを当てる。
- ・ ※救急ばんは、入浴前に剥がし、入浴後の消毒を保護者に依頼する

② 切り傷

- ・ 圧迫して止血する。
- ・ 止血したら消毒をして、救急ばんやガーゼに軟膏をつけて当てる。
- ・ 大きい傷の場合は、止血しながら受診する。

③ とげ

- ・ 異物が刺さっている場合は、とげ抜きで取る。
- ・ 消毒をして、救急ばんを当てる。

④ 打撲を伴う傷

- ・ 傷の手当てをしてから、打ち身の手当てをする。
- ・ 打ち身の場所をアイスノンで冷やす
- ・ ガーゼを当てた上から、冷湿布をする。

打撲

【基本】

- ・ 観察が第一である。
- （部位・意識・顔色・冷や汗・眼球・鼻孔・耳孔などからの分泌物）
- ・ 冷やす。

① 頭を打ったとき

症状

1) 打った後、元気に普通に活動できる場合

(数日間は機嫌・頭痛・嘔吐・意識・徐脈に注意する)。

2) 意識がなく顔面蒼白、冷汗、眼球の変化(つり上がったたり、共同偏視)

鼻孔・耳孔からの分泌物のある場合。

⇒ 急を要する。みだりに動かさない。顔を横にして分泌物を拭き取る。

救急車で脳外科に受診する。2) 顔面蒼白、冷汗、激痛のある場合は骨折の疑いがある。

⇒ 患部を動かさないようにして、すぐ外科に受診する。

骨折等

【基本】

・ 事故の原因を知る …………… 交通事故か 打撲か

・ 骨折の発見の仕方 …………… 周りの人、又は本人に事故の状況を聞く。

健側と比較し、症状によって骨折の有無を調べる。

① 骨折

・ 激痛、変形、腫れてくる、動かせない、しびれてくる、冷汗が出る、気分が悪くなったりする。(骨折部位の上下は動かせないこともあるので、判断を誤らない)

⇒ 患部を動かさないようにして、整形外科に受診する。副木を使用する場合は患部の上下関節を挟んで固定する。

② 捻挫

・ 動かせるが痛がる。受傷後しばらくして熱を持ち、腫れてくる。皮下出血のあとのように変色してくる。

⇒ 患部を高くする。冷湿布(パテックス)をする。固定包帯をして受診する。

誤飲

① 咽頭・気管に詰まったとき：

・ 咽頭に異物を詰ませたときは、眼を白黒させて息を苦しそうにする。気管に異物が入ると、激しく咳をしたり、呼吸が止まって顔色が赤→紫→蒼白となる。

⇒ 呼吸しているか確認する。窒息状態にあるときは、急いで救急車を呼ぶ。後ろから腰を抱いて、頭と手を下げさせ、背中を強くたたく。意識が消失したら気道確保、人口呼吸と同時に救急車を呼ぶ。

② ボタン電池を飲んだとき：

⇒ 消化管で腐食し電気分解を起こし、胃壁や腸壁に穴を開けることがあるのでただちに病院に受診する。

口の怪我・鼻出血

① 唇の損傷

- ・ 出血や腫れ。

⇒ うがいをして冷やす。出血は圧迫して止める。

② 歯肉損傷

- ・ 内出血起こして紫に腫れる。切れて出血する。

⇒ うがいする。出血時は圧迫して止める。

③ 歯の損傷

- ・ 歯がぐらつく。歯が抜ける。歯が折れた。

⇒ 歯が抜けたり、折れた場合は、汚れが落ちる程度に洗い、牛乳の中に入れ、すぐに受診する。

④ 舌の損傷

- ・ 切れて出血する。

⇒ 程度により受診する。

⑤ 鼻出血

- ・ 鼻をいじったり、打撲により出血する。

⇒ 出血している方を圧迫して止血する。

喘息発作

- ・ 咳が続き、息苦しきの訴えがある。ゼーゼーが聞かれる。酷くなるとヒューヒューやゼーゼーが強く呼吸困難になる。

⇒ 様子を観察し、水分を少しずつ多めにとらせ、お迎えを依頼し、受診してもらう。

異物混入

① 耳の異物

虫の場合：

- ・ ガサガサと音が聞こえたりする。

⇒ 明るい光を当てて、虫を誘い出す。虫が暴れて鼓膜を傷つける恐れがあるときは、耳鼻科に受診する。

② 眼の異物

砂の場合

- ・ ゴロゴロした痛みがある。

⇒ 目をこすらない。水道の流水でよく洗い流す。湿らせたカット綿棒で除去する。

鉄片・ガラス・木片などの場合

- ・ 痛みや流涙が止まらない。

⇒ ただちに眼科に受診する。

③ 鼻の異物

⇒ 異物の一部が見える場合は、入っていない方の鼻を押さえて、強くかませる。深いときはいじらないで、耳鼻科に受診する。

虫さされ

① 蜂

- ・ 痛みが強く、腫れが酷い。

※スズメバチの場合

過去に刺されたことがある場合は、アレルギー性のショック症状に注意する。（酷く腫れる・めまい・吐き気・息苦しさ）

⇒ 毒針が残っていたら、刺とげ抜きで除去する。患部を水で洗い、消毒後、抗ヒスタミン軟膏を塗り、冷やす。

② 蚊・ダニ

- ・ 小さい紅斑、腫れ、かゆみ

⇒ 抗ヒスタミン軟膏を塗る。

③ 毛虫・毒蛾

- ・ かゆみ、発疹、後に蕁麻疹様の皮膚炎が出ることもある・

⇒ こすらないで、テープ等で毛を除去する。シャワーで全身を綺麗に洗う。

洋服を交換し、ビニール袋に入れる。抗ヒスタミン軟膏を塗る。症状を見て皮膚科に受診する。

熱中症

① 日射病・熱射病

・ 最も危険な状態。高温、多湿下で吸収熱が放熱量を上回り、急激に体温が上昇し、うつ熱の状態。全身発汗から突然の発汗停止へ。

- ・ 頭痛、めまい、無気力→意識消失、けいれん

② 熱疲労

- ・ 夏期の高湿環境下での多量の発汗で、脱水症を起こしたもの。
- ・ めまい、頭痛、一過性の意識障がい

③ 熱けいれん

・ 大量の汗をかき、水だけを飲み塩分不足になり、痛みを伴った筋肉の収縮が起こった状態。

⇒ 上記すべて、涼しいところで衣類をゆるめて、足を高くして静かに寝かせる。首や脇の下、鼠径部を冷やし、うちわなどで風を送る。意識がしっかりしていたら、塩分を含んだ水を飲ま

せ、受診する。

けいれん、意識がない場合は、救急車を呼ぶ。

※経口補水液の作り方 ※水 1 L に砂糖小さじ 4 ・塩小さじ半分

ひきつけ・熱性けいれん

① ひきつけ

- ・ 眼が上がり、歯を食いしばり、体が硬くなる。顔面蒼白、意識消失する。

② 熱性けいれん

- ・ 熱性けいれんは、体温の上昇をともなう。上、下肢のガクガクとしたけいれん。
- ⇒ 上記すべて、衣類をゆるめ静かに寝かせる。身体を揺すったり大声で呼んだりしない。顔を横に向け、誤飲に注意する。時間を計り、5分以上の発作が続くときは、救急車を呼ぶ。

ひきつけのようすをよく観察する。

2 職員の心構えについて

- (1) 冷静な判断で状況を見極め、素早く対応する。
- (2) 症状により管理者：後藤（不在時は、児童発達管理責任者）に連絡し、手当、運搬を手際よく行う。
- (3) 自責の念や責任追及、原因追及は二の次にする。

3 事後の処理について

3 事後の処理について

- (1) 事務所で対応した怪我について
 - ・ 怪我の内容や注意点を職員が記載し、保護者にその時の状況とともに説明する。特に説明が必要なことに関しては、職員と一緒に管理者（後藤）が説明する。
- (2) 受診した場合の対応
 - ・ 受診時の内容を記載し保護者に伝える。
- (3) 頭部打撲時
 - ・ 注意点を記載した用紙を保護者に渡して、2～3日観察をお願いする。

附 則

この規定は、2019（令和1）年4月1日から施行する

この規程は、2021（令和3）年4月1日から施行する